

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 1

告 示

○指定希少野生動植物種の指定……………（生物多様性保全課） 2

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 2

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 2

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 3

○道路の供用の開始……………（道路課） 3

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 3

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第1項第1号中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改め、同項第2号中「第26条第2項」を「第9条第2項」に、「第23条の2第3項」を「第5条第3項」に改め、同項第3号中「第29条」を「第12条」に改め、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第6項第10号中「第12条」を「第21条」に、「建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第16号とし、同項第9号中「第11条」を「第20条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第15号とし、同項第8号中「第10条」を「第19条」に、「建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第14号とし、同項第7号中「第8条第8項（第9条第2項）」を「第17条第10項（第18条第2

項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第6号中「第8条第4項」を「第17条第4項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号中「第8条第3項又は第9条第1項」を「第17条第3項又は第18条第1項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第4号中「法第7条第4項」を「第15条第4項」に、「特定建築物の」を「特定既存耐震不適格建築物の」に、「その職員」を「職員」に、「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 第16条第2項の規定に基づき、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第6項第3号中「第7条第3項」を「第15条第3項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第8号とし、同項第2号中「第7条第2項」を「第15条第2項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号中「第7条第1項」を「第15条第1項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

(1) 第7条第1項及び附則第3条第1項の規定に基づき、報告を受理すること。

(2) 第12条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

(3) 第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指示をすること。

(4) 第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。

(5) 第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物若しくは要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、報告させ、又は職員に、要安全確認計画記載建築物等若しくは要緊急安全確認大規模建築物等に立入検査させること。

別表第5第15項第1号中「第11条の2第4項から第6項」を「第69条第6項から第10項」に改め、同表第25項第10号中「第12条」を「第21条」に、「建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第16号とし、同項第9号中「第11条」を「第20条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第15号とし、同項第8号中「第10条」を「第19条」に、「建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第14号とし、同項第7号中「第8条第8項（第9条第2項）」を「第17条第10項（第18条第2項）」に改め、同号を同項第13号とし、同項第6号中「第8条第4項」を「第17条第4項」に改め、同号を同項第12号と

し、同項第5号中「第8条第3項又は第9条第1項」を「第17条第3項又は第18条第1項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第4号中「法第7条第4項」を「第15条第4項」に、「特定建築物の」を「特定既存耐震不適格建築物の」に、「その職員」を「職員」に、「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。 ⑩ 第16条第2項の規定に基づき、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。 別表第5第25項第3号中「第7条第3項」を「第15条第3項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第8号とし、同項第2号中「第7条第2項」を「第15条第2項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号中「第7条第1項」を「第15条第1項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。 (1) 第7条第1項及び附則第3条第1項の規定に基づき、報告を受理すること。 (2) 第12条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。 (3) 第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指示をすること。 (4) 第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。 (5) 第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物若しくは要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、報告させ、又は職員に、要安全確認計画記載建築物等若しくは要緊急安全確認大規模建築物等に立入検査させること。 附 則 この訓令は、平成25年12月3日から施行する。	平成25年12月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定する種類 分類 種 の 和 名 科 名 植物 ホテイラン（広義） ラン科 2 指定する区域 北海道全域 3 指定の理由 当該種は、生育地が局限される種であり、また、生育環境の悪化により絶滅の危険性が高い種である。 このため、特に保護を図る必要があり、指定するものである。 北海道告示第779号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成25年12月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町・新冠郡新冠町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん} 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第780号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成25年12月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 伊達市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。				
<table><tr><th colspan="2">告 示</th></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第778号 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）第42条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物種を指定し、平成25年12月17日から施行する。 </td></tr></table>	告 示		北海道告示第778号 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）第42条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物種を指定し、平成25年12月17日から施行する。		
告 示					
北海道告示第778号 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）第42条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物種を指定し、平成25年12月17日から施行する。					

伊達市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第781号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年12月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 美唄市・中川郡美深町（以上1市1町について次の所在場所 図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 利尻町（国有林）、美深町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに美唄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 釧路環状線	釧路市鶴野79番71地先から	平成25.12.13
北海道釧路総合振興局	同市鶴野79番70地先まで	午前6時
釧路建設管理部		
道道 釧路インター線	釧路市鶴野79番161地先から	同
北海道釧路総合振興局	同市北園41番3131地先（一般国道38号交点）まで	
釧路建設管理部		

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月3日

北海道教育庁空知教育局長 寺 脇 文 康

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- パーソナルコンピュータ 11台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成26年3月20日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年12月3日（火）から平成26年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局3階空知教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成26年1月21日（火）午後2時（送付による場合は、同月20日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）

htm）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0142
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 11 sets
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., January 21, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 20, 2014)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142